

1. 件名

三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談

2. 日時

令和5年12月19日（火）13時30分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、
中野上席安全審査官、大岡主任安全審査官、野村主任安全審査官、
藤原主任安全審査官、内海安全審査官、小野安全審査官、武田安全審査官、
青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、横山原子力規制専門員

三菱原子燃料株式会社

生産管理部 部長 他3名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当課長 他1名

原子燃料工業株式会社

東海事業所 環境安全管理グループ員

熊取事業所 環境安全管理グループ員 他1名

日本原燃株式会社

安全・品質本部 副本部長 他3名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）から、安全性向上評価の届出に係る記載内容の考え方について、配布資料に基づき相談があった。

なお、他のウラン加工事業者も含めて安全性向上評価に係る取組の情報共有を行った。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

・届出の項目のうち「1-3 構築物、系統及び機器」は、認可を受けた設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）における詳細設計の内容について、設工認の本文に記載の加工施設の位置、構造等の内容を記載すること。なお、今回の届出における設工認の記載の反映において、既認可の設工認の仕様表を用いることは問題ないが、本来届出に直接関係ない改造内容等の記載が含まれていることから、それらに対し届出の読みやすさの観点の配慮として、適切な説明を記載すること。

- ・基本設計方針については、共通項目で全体方針を示した上で、個別項目で具体を説明する形にするなど、共通項目と個別項目の関連性を考慮した記載とすること。
- ・その他、基本設計方針の目次案については、同様の内容が複数記載されているなど、全体的に記載の順序や項目の整理ができていない部分があるので、記載の考え方を整理した上で、届出の準備を進めること。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料：MSR-23-026 安全性向上評価における基本設計方針について

以上